

本件指定管理業務を受注した指定管理者は、
尼崎市公共調達基本条例 11 条の規定による、
労働関係法令遵守状況報告書の提出が必要となります。

- 受注者は、契約締結後2か月以内に労働関係法令遵守状況報告書を提出してください。
- 本件指定課管理業務のうち、清掃業務、警備業務、建築物保全管理業務を下請等契約をした場合には、その下請負者等の労働関係法令遵守状況報告書についても、受注者が取りまとめて提出する必要があります。
- その他報告書に係る手続き等の詳細は本市ホームページの「尼崎市公共調達基本条例関係」を参照してください。

○尼崎市公共調達基本条例(抜粋)

(労働関係法令の遵守状況の報告等)

- 第11条 受注者(請負等契約のうち規則で定めるもの(以下「対象契約」という。)を締結した事業者及び指定管理業務を行う指定管理者に限る。以下「対象受注者」という。)は、規則で定めるところにより、労働関係法令(労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)その他の労働、雇用又は社会保険に関する法令をいう。以下同じ。)の遵守状況を市長等に報告しなければならない。
- 2 対象契約に係る下請負者等(当該対象契約が建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事に係るものである場合は、同条第5項に規定する下請負人に該当する事業者に限る。以下「対象契約下請負者等」という。)及び指定管理業務に係る下請負者等(規則で定めるものに限る。以下「対象指定管理業務下請負者等」という。)は、規則で定めるところにより、労働関係法令の遵守状況を、自己が締結した下請等契約に係る対象受注者に報告しなければならない。
- 3 対象受注者、対象契約下請負者等及び対象指定管理業務下請負者等(以下「対象受注者等」という。)は、前2項の規定による報告の内容(規則で定める事項に係るものに限る。)に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を、対象受注者にあつては市長等に、対象契約下請負者等及び対象指定管理業務下請負者等にあつては自己が締結した下請等契約に係る対象受注者に届け出なければならない。
- 4 対象受注者は、第2項の規定による報告(以下「2項報告」という。)又は前項の規定による届出(対象受注者へのものに限る。以下「3項届出」という。)を受けたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長等に報告しなければならない。